【商品概要説明書】　令和４年４月１日現在

商品名	○リフォームプラン　（無担保）
保証会社名	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方 ①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②申込時の年齢が満１８歳以上の方 ③安定継続した収入がある方 ④次のいずれにも該当しない方 ・　仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・　租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・　延滞債務のある方 ・　手形交換所の取引停止処分があった方 ・　信用を失墜した方 ・　制限行為能力者である方 ・　反社会的勢力 ⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること ⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者 ⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	○申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ※①は、申込時点で、支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ③申込人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前３ヵ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限る)の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①または②と合わせた申込に限る ④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(①と合わせた申込みで 100 万円以内) 【対象となる建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※次のものは各種（仮）登記から除く ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権
ご融資金額	○１，０００万円以内

【商品概要説明書】　　令和４年４月１日現在

商品名	○リフォームプラン　（無担保）
ご融資期間	○３ヵ月以上１５年以内
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率　年２．１０％～年２．８０％ ※エコ住宅資金（付帯する設備工事資金を含む）に該当する場合　年０．２％優遇 ※パートナー協定等優遇金利　年０．５０％以内の適用可 ※団体信用生命保険を付保する場合は、上記金利に０．３０％～０．５０％を加算
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元利均等または元金均等割賦返済(元金返済据置期間は６ヶ月以内) （６ヶ月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の５０％以内かつ１万円単位となります）
連帯保証人・担保	○不要
保証料	○（毎月払い方式）※ご融資利率に含まれます。
団体信用生命保険	任意　※ご加入の場合、下記金利が上乗せになります。 ①一般団信　（上乗せ金利　０．３０％） ②がん団信　（　同上　０．４０％） ③三大疾病　（　同上　０．４５％） ④フルサポート　（　同上　０．５０％）
遅延損害金	○年１４．６０％
支払方法	○工事契約先等に振込 ※保証金額の２０％または５０万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可　※支払済資金は除く
必要書類	○本人確認資料 運転免許証表裏＜運転免許証を持していない場合は、パスポート、個人番号カード、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞ ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※１００万円以内の場合は徴求不要 ○対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発効日から３ヵ月以内のもの） ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ○住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ○支払済資金の場合は、領収書、通帳等
手数料	○繰上返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他	○ご利用にあたりましては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳細については、当金庫の窓口・得意先担当者へお問合せください。
保証対象とならないもの	○支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ○支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

商品名	○リフォームプラン　(無担保)
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫